

## 介護現場における働き方改革応援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、働き方改革や生産性の向上に資する取組みをする塩尻市内の介護サービス事業所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、市内に所在する介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業者及び居宅介護支援事業者とする。

### (交付の対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は、働き方改革や生産性の向上につながるものとし、次の表のとおりとする。なお、仕入税額控除を受ける場合は、対象経費から控除を受ける金額を除く。

区分	対象経費
報償費	アドバイザー派遣
旅費	アドバイザー・講師招聘に伴う費用弁償、先進地の視察に係る旅費
委託料	コンサルタントの委託
需用費	備品・機器・ソフトウェア導入費用、事業実施に必要な事務用品
役務費	通信運搬費
その他	上記以外の経費で、必要と認められる経費

2 補助金の額は、対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。1事業所あたり500,000円を限度とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、介護現場における働き方改革応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、介護現場における働き方改革応援補助金交付決定通知書(様式第4号)により事

業者に通知するものとする。ただし、予算を超える応募があった場合は、市において選定する。

(事業の変更等)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の通知を受けた後において、補助金の交付の対象となる事業の内容を変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)しようとするときは、速やかに、介護現場における働き方改革応援補助金変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、事業に要する経費の10分の2未満の減額により変更する場合を除く。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認したときは、介護現場における働き方改革応援補助金変更等承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業終了後、速やかに介護現場における働き方改革応援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市内介護事業所の働き方改革を推進するため、本事業による補助金の交付を受けた場合は、活用した内容や成果について市が指定する方法で成果報告を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査を行い、補助金の額を確定し、介護現場における働き方改革応援補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、介護現場における働き方改革応援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定者に求めることができる。ただし、自然災害等、交付決定者の責によらない事由により、事業継続が困難になった場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示及び規則に従って補助事業が行われないとき。
- (3) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

(適用除外)

第 11 条 この要領の規定は、他の補助金等において補助の対象となるものは除く

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 4 条の規定による申請をした者に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。